

中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の
設置について

平成13年	3月	19日	部会決定
平成16年	7月	1日	改正
平成16年	9月	30日	改正
平成17年	10月	7日	改正
平成20年	1月	29日	改正
平成20年	6月	13日	改正
平成20年	12月	19日	改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会大気環境部会の専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気環境部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。

健康リスク総合専門委員会
~~微小粒子状物質環境基準専門委員会~~
~~微小粒子状物質測定法専門委員会~~
 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会
 自動車排出ガス専門委員会
 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会

2. 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。

~~3. 微小粒子状物質環境基準専門委員会においては、微小粒子状物質に係る環境基準に関する専門の事項を調査する。~~

~~4. 微小粒子状物質測定法専門委員会においては、微小粒子状物質に係る測定法に関する専門の事項を調査する。~~

- 3 ~~5~~. 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。

- 4 ~~6~~. 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。

- 5 ~~7~~. 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。

- 6 ~~8~~. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。